

書評

ジョフロワ・ド・ヴィルアルドゥワン著
伊藤敏樹訳・註

『コンスタンチノーブル征服記』

八塚 春 児

第四回十字軍といえは、ネガティヴな十字軍の例として教科書にも登場し、我国では比較的有名な十字軍と言えるであろう。しかし、その具体的経過、特にコンスタンティノーブルの征服に至る事情については、必ずしも正確に知られている訳ではない。むしろ、邦語の概説書類における叙述の不十分さや不正確さは、かねて気になっていた所であった。

本書は第四回十字軍の参加者自身による記録として、ロベール・ド・クラリの作品と共に最も根本的な史料の一つであり、しかも常に十字軍の枢機にかかわった人物として、史料的にはより高く評価されている。原著は古仏語で書かれ、各種の現代欧語訳が出版されているが、このたび邦語にも翻訳されたことは、非常に喜ばしいことである。（なお塩野七生『海の都の物語』（中央公論社）の内「第三話 第四次十字軍」は、いくつかの誤認を含みつつも、多くの部分はヴィルアルドゥワンの叙述を忠実になぞっている。本書と比較・参照すれば便宜であろう。）

訳文は厳密な逐語訳というよりは意識に近いが、丁寧な訳であ

る。解題に「原文の味わいを出すため、あえて古風な用語や言い回しを用いた」と断っており、一読して訳語の古めかしさに気づくが、この点が一番意見の分れる所であろう。趣味の相違もあるので、例えば「僧正」「上人」「罪障消滅」等々は、ここでは問わないことにする。しかし、なお再考の余地があるのではないかと思われるものも存在する。

その最も顕著な例は「藩」という用語であろう。即ち「シャンパーニュ藩」「プロワ兼シャルトル藩」といった表現である。しかも訳者なりの一定の原則に従っているらしく、「藩」の字がつかぬ場合とつかぬ場合があるが、その原則はよくわからない。

まず、地名から言えば、シャンパーニュ、プロワ、フランドルの三者には「藩」の字がついている。しかしそれ以外には、サンポールやル・ペルシュのような伯にもついていないし、又、ブルゴーニュやモンフェラートにもついていない。更に、上記三者に關しても、つく場合とつかぬ場合があり、一見した所では、原文の語順によって区別されているようである。即ち、*li queus Baudouins de Flandres* なら「フランドル藩主ボドゥワン伯」となり、*Baudouins, li queus de Flandres* なら「フランドル伯ボドゥワン」であって、*li queus* の位置が「藩」の有無を決定しているらしい。しかし、詳細に検討すると、この語順原則では当てはまらない例がいくつか出て来るため、やはり如何なる規準で区別をしているのかよくわからない。

いずれにせよ、問題はこの当時のフランスに「藩」という語を用いる当否であろう。「古風な用語」と言っても、同時代の日本は鎌倉幕府成立期であり、「藩」という、我国では江戸時代を意

識させる用語を用いるためには、それなりの理由が必要であろう。例えば、訳者は、一二・一三世紀のフランス封建制は江戸の幕藩体制に最も近似しているという持論なのであろうか。

こうした「古風」さを求めるためか、本文と註とで訳語の相違する例もある。例えば *li dux de Venise* は本文では「ヴェネチア国の長殿」だが、註では「元首」と表記される。「元首」や「統領」が近年の定訳であり、「長殿」という見慣れぬ用語を用いずとも、「元首」で統一して差し支えないのではあるまいか。尤も、これは先にも書いた趣味の相違に属することかもしれない。これ以上立ち入るべきではないかもしれない。ただ、不案内の読者のためには、少なくとも「長殿」と「元首」とが同じものであることを、最初に出て来た所で註記した方が親切であろう。

本文自体の中でも訳語の不統一は屢々説明なしに行なわれ、原文と対照し得ぬ読者には混乱をもたらすのではないかと思われる。例えば *seneschans* は「5」と「38」(節番号。以下同断)及び解題においては「大家老」と訳してあるが、「402」以下では「宰相」である。前者はシャンパーニュに関するものであり、後者はロマニアであるが、原語は同じである以上、ルビをふるか、註記すべきであろう。

更に、同じ一つの段落の中でもこうした例が見られる。即ち「17」において、*conseil* という語が「評定衆」「枢密院」と二様に訳し分けられている。この場合、一方は会話文中であり、もう一方は地の文中である故かもしれないが、ここに関する限り、それは理由になるまい。何故なら、この会話文は使者の台詞であって、その使者に当の作者ウィルアルドゥワン自身が含まれている

からである。

この他にも、僅か数行を隔てて、*missire Folques* が「フルク上人」(44)「フルク殿」(45)と二様に訳されている例が見られるが、これなどは単なる無造作であるのか、それともやはり何らかの意図を読み取るべきなのか。例えば *Odes li Champenois* が、「138」でのみ「シャンパーニュ出身ユード」と訳され、他の所では「シャンパーニュ人ユード」であることなどは恐らくミスであろうし、取り立てて指摘すべき程のものではあるまい。

しかし、「21」で *chevaliers* を「騎兵」と訳するのは如何であろうか。「254」では *serjanz a pie*, *serjanz a cheval*, *chevalier* をそれぞれ「歩兵」「騎兵」「騎士」と訳しているのだから、やはり「21」も「騎士」であろう。

又、「230」には *prince* を「殿下」「君主」と二様に訳している。ここはアンテイオキア公ボエモンのことであるから、「公」と訳すべきであろう。特に二度目の例は「トリポリ伯」と並置されているので、ことさら「公」でなくてはなるまい。

こうした称号に関しては、例えば原文では単に *empereor* や *empereres* とあるものを「新帝」「先帝」「前帝」などと訳し分けることは是非もある。確かにアレクシオスなどは二人おり、説明的に訳し分けた方が親切なのかもしれない。しかしムルツプロスによる篡奪以後は、それもあまり意味がなくなる。特に、ボドゥワン即位以後、ムルツプロスを「皇帝」、アレクシオスを「先帝」と区別したり(266)、そうかと思えばムルツプロスは「前帝」(306)、その少し後にアレクシオスの方は「皇帝」(309)と訳し分けることなど、少し恣意的に過ぎるように思われ、しかもそれで

わかりやすくなっているとは思われない。ここはむしろ作者ウィアルドゥワンが、敵方のアレクシオスも、自分達の擁立したアレクシオスも、それを殺害した篡奪者ムルツプロスも、そしてラテン皇帝ボドゥワンも、称号に関しては同じ言葉を用いている以上、なべて「皇帝」の一言で訳しておけば良いのではあるまいかもし二人のアレクシオスを区別する必要があるのなら、それぞれ「三世」「四世」を「」で付記した方がわかりやすいように思われる。

称号に関しては、他に「伯主・諸侯」*li conte et li baron* という表現が現れる。「伯主」は単独でも用いられ、解題にも註にも登場するが、あまり見慣れぬ言葉である。一方、*baron* は訳しにくい語で、本書でも、この例のように伯を別にしていての場合と伯も含めている場合と二様に用いられており、まず「諸侯」で仕方あるまい。ただ、「[11]」の註に「諸侯は伯主と主従関係を結び」とあるのは如何であろうか。*baron* にしろ日本語の「諸侯」にしる、こうした意味に限定することはむしろ少なく、実際、本書でももっと広い意味で用いられている。

この他にも訳語に関して気になる点は少なくなかったが、紙幅の都合もあり、比較的重要だと思われるものだけを以下に列挙する。

「過去の罪障(こと)とく消滅し、懺悔を果したと看なされる」*seroient quie de toz les pechiez que il avoient faitz, dont il seroient confes* [27]「懺悔を果した罪障がことごとく」という風に掛かっている。

「バビロニア」*Babiloine* (数ヶ所)。これはカイロという都市

を指しているから、「バビロン」の方であろう。

「巡礼たちの免罪、破門いずれも代行しうる全権を委ねられた」*donn plain poier.....de lier et de destier les pelerins* [107]。所謂「繋ぎかつ釈く鍵の権能」のことであろう。とすれば「免罪、破門」と言い換えない方が良いのではあるまいか。

「無冠ながら」*senz corone* [143]。日本語の「無冠」とは「無位」と同義である。ここは諸侯について言っており、「王冠を持つていないが」、即ち「国王ではないがその次に位置する諸侯である」の意であろう。実際この同じ表現が既に「[16]」に出ており、そこでは「王位を除けば」と正確に訳されていた。

「ヴェネチアでたてかえてもらった船代を各々返納したのであった」*rendirent a chascun son passage tel con il l'avoient paie en Venise* [193]。ヴェネチアで各々が支払った渡航費分を取り戻したのである。ヴェネチアのたてかえ分は、「[254]」に見える通り、第二次占領後の戦利品の中から支払うのである。

「エルサレム救護会司祭聖ヨハネの教会」*une yglise de mon seignor sain Johan de l'Ospital de Jerusalem* [200]。「司祭」に当たるものは *mon seignor* しか見当たらないが、「司祭」ではあるまい。ホスピタラーの聖ヨハネは洗礼者ヨハネである。(同じパターンで「[319]」には *monseignor seing Nicholas* が出て来るが、こちらは「聖ニコラス上人」と訳されている)。

「イコン画像」*ancone* [223]。この部分に付せられた註ではただ「イコン」とあるので、同義語反復は不案内の読者の便宜を計った一種の文選読みの類かと思われる。但し、註の中に「この時代、偶像崇拜の禁は解かれていた」とあるのは如何であろうか。

「偶像崇拜」は許されてはいまい。

「この話を語った者によれば、ルミのアンスウという名の一騎士が、是非はともかく……」*Cil qui cesteste ystoire traia ne seut s'il fu a tort ou a droit……*〔43〕。「この話を語った者」とは作者自身を指しており、従って「作者はその是非を知らないが」という意になるのではないだろうか。

この他、固有名詞の表記にいくつか疑問点があり、又、ケアレミスや校正洩れと思しきものもあったが、煩瑣になるので立ち入らない。

註は詳細で有益である。ことに他の史料の記述を適宜引用してあるのは便利であり、特にヴィルアルドゥワンに特徴的な故意の言い落しの故に有用である。ただ、既に一部は指摘したように、ここでも疑問に思われるものがない訳ではない。以下、節番号を付して挙げておく。

〔2〕「教皇インノケンチウス三世は、即位してすぐ……遠征参加を呼びかけていた。援助資金として教皇やローマ在住の聖職者は年間収入の十分の一、その他は司教区収入の十四分の一を供出することにし……（教皇書簡Ⅰ336以降、行状記84）。この書き方では、援助資金も即位してすぐ命じたかのように読み取れるが、実際にはそうではない。教皇書簡Ⅰ336は一九八八年八月一五日の書簡であり、インノケンチウスは同年一月に即位しているから、「即位してすぐ」と言えなくもないが、この中には援助資金のこととは出て来ない。それが現れるのは行状記84と教皇書簡Ⅱ270である。行状記の方は日付が不分明だが、書簡Ⅱ270は一九九一年二月三一日であって、即位後二年近くを経ている。確かに「教皇書

簡Ⅰ336以降」としているが、「以降」というには離れ過ぎており、少なくとも「即位してすぐ」の文脈の中で述べるのは不適切であろう。しかも、行状記84でも書簡Ⅱ270でも、司教区からの供出を命ぜられているのは「十四分の一」ではなく「四〇分の一」である。

〔11〕「参加者は左肩に十字を縫いつけた」。十字は左肩とは限らず、色々な所につけている。本書においても、例えばダンドーロが帽子につける記述〔68〕が出て来る。

〔38〕教皇書簡Ⅷ125を、一二〇五年六月五日付のアンリからの書簡に対して応じたものとしているが、内容的に見て、恐らくそうではあるまい。むしろこの教皇書簡は、アモリー二世の死やアンティオキア公位を巡る紛争といった聖地の危機的情況に対応して出されたものである。

〔427〕「イエスにも聖霊が宿ると公認すること（フィリオケ）。「聖霊発出論争」とも呼ばれる如く、「イエスからも聖霊が出る」のである。

最後に解題が付されており、作者の経歴や著作意図、第四回十字軍とその前後の梗概、及び所謂「陰謀」論争等について述べられている。中でも陰謀の問題については多くの頁が費やされており、蓋し訳者の興味が奈辺にあるかを示している。その際、陰謀説により多くの紙幅を割いていることが訳者の採る立場を暗示するのかもしれないが、近年そちらの方がより有力という訳ではない。この点で訳者が例えば D. E. Queller, *The Fourth Crusade, 1277* に言及しないのはやや均衡を欠く。しかしいざにせよ、陰謀の有無に関する論争は、今日ではもはや第四回十字軍研究の

主要な課題ではあるまい。

この解題の中にもいくつかの疑問点が存在する。以下、叙述の順に従って列挙しておく。

「一八九九年ついにエルサレムが英雄サラルディン……の手に落ちた」(二三九頁)。この事件は一八七七年である。尤も年表の方では正しく記述されているので、これは誤植であろう。

「ヌイイの司教フウルク」(二四〇頁)。フウルクは司祭ではあり得るが、司教ではない。但しこれも誤植か。

「カノッサの屈辱」以来ホーヘンシュタウヘン家は、ローマの宗教的権威に対し着々と覇権拡大に務め(二四二頁)。シュタウフェン家の成立をシュヴァーベン公になった時点としているのであろうが、「ローマに対し覇権拡大に務め」と言う以上は、やはり王位を得て以後ではないのだろうか。尤も「覇権」の内容をどう理解するかにもよるが。

「ハインリヒ六世は……一九二二年妻の里シチリア王国を、岳父タンクレッド王の死に乗じて奪取し」(二四一～二四二頁)。ハインリヒ六世の岳父はルッジェロ二世である。一八九九年にルッジェロの孫グリエルモ二世が没した時、ハインリヒはシチリア王位を要求した。一方「タンクレッド王」とはやはりルッジェロ二世の孫であり、その死は一九四四年である。ハインリヒがシチリアを征服したのも同じく九四年である。

「ボニファッチョにしても……父グイレルモは中東で名を馳せ、長兄ルニエロはマニエロス帝の娘婿となつて……、次兄コラドも……エルサレムへ逃れて国王となつた」(二四二頁、人名表記は原文のママ)、又「モンフェラート侯の推挙もエルサレム王

国の国王にまでなつた父や兄を持つ家系からすれば」(二四五頁)。モンフェラート侯ボニファッチョに關係する「グイレルモ」は二人いる。一人はここに述べられている「父」であつて、確かに十字軍士として中東に登場するが、「エルサレム王国の国王」にはなっていない。今一人は同名の息子で、エルサレム王女と結婚し、一兄(後の国王ボードゥアン五世)を儲けたが、早世した。ボニファッチョには兄に当り、しかもこの人が「長兄」である。

「R・L・ウォルフとH・W・ハザードは……述べている」(二四六頁)。内容から見ても、K. M. Setton (ed.), *A History of the Crusades*, vol. II. の第五章一七二～一七三頁の部分である。しかし、この章の執筆者は E. H. McNeal と R. L. Wolf であつて、H. W. Hazard ではない。恐らく当巻の編者が Wolf と Hazard であるので、それを挙げたのであろうが、こうした形で所説を紹介する場合には、編者ではなく、当該論文の執筆者名を記すべきであらう。

「第四回十字軍の余波は少なくなく、「聖戦」の対象は、異教徒ばかりかローマが異端と看なすキリスト教徒にも向けられるようになった。……アルビジョワ十字軍がそれである」(二五三頁)。確かにクロノロジィの上からはアルビジョワ十字軍は第四回に続くものである。しかしそれを「余波」と呼ぶのは如何であらうか。カタリ派問題は第四回十字軍以前からあり、十字軍をこれに付けるようになったことも、第四回の帰趨とは直接關係はない。

「一二三〇年聖ルイ王の第五回遠征が行われるに先立つて、パリの文人リュトプフは「十字軍参加者と非参加者の論争」という小品の中で、遠征反対の声を取り上げ」(二五三頁)。聖ルイ王の

遠征は一二四八～五四年と一二七〇年の二度であり、通例第六回と第七回、又は第七回と第八回に数えている。一方、「一二三〇年」に一番近いのは一二二八～二九年のフリードリヒ二世の十字軍（通例第五回又は第六回）、或いは二三九～四一年の諸侯達の十字軍（数に入れないことが多いが、これを第六回とすることもある）である。いずれにせよ「一二三〇年聖ルイ王の第五回遠征」はあり得ない。従って「バリの文人リュトブ云々」から判断することになるが、これは Rutebief, “La desputizions dou croisie et dou descroizie” のことであらう。故に、該当するものは一二七〇年の聖ルイの二度目の遠征、第七回又は第八回に数

えている十字軍である。

以上、燕辭を連ねたが、これらの点については、評者の無知や誤読から来る的外れのものもあるかもしれない。その際には御海容を乞う。いずれにせよ、十字軍についての文献が少ない我国にあつては、本書のような原史料の翻訳が公刊されることは甚だ貴重である。今後、本書などを一つの契機として、更なる研究の進展が望まれる。

（四六判 二九〇頁 一九八八年一月 筑摩書房 二九〇〇円）

（京都教育大学助教授

）